



独立した第三者による保証報告書

2008年6月30日

富士通株式会社
代表取締役社長 野副 州且 殿

株式会社 新日本環境品質研究所

代表取締役

中込 昭弘



1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、富士通株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、2007年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の会社が作成した「2008富士通グループ社会・環境報告書」(以下、「社会・環境報告書」という)に記載されている会社及び主要子会社のサステナビリティ・パフォーマンス指標(環境会計情報及びサステナビリティ報告書等審査・登録制度において定める重要なサステナビリティ情報*1)に関し、社会・環境報告書の作成基準*2に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうかについて、独立の立場から結論を表明することを目的として保証業務を実施した。なお、本報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当研究所の責任は独立の立場から本報告書に対する結論を表明することにある。

- *1 サステナビリティ報告書等審査・登録制度において定める重要なサステナビリティ情報は、「サステナビリティ報告書審査・登録マーク付与基準」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成20年2月)に規定する情報をいう。
- *2 社会・環境報告書の作成基準は、「環境報告書ガイドライン2003年度版」(環境省 平成16年3月)及び「サステナビリティ・レポート・ガイドラインVer.3.0」(Global Reporting Initiative 2006年10月)を基にし、対象となる情報の特定については上記*1の「サステナビリティ報告書審査・登録マーク付与基準」に従っている。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「国際保証業務基準3000(改訂)～過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000, "Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information" 国際会計士連盟 2003年12月)、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成20年2月)に準拠し、主として質問、閲覧、分析的な手続などの限定された手続*3を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

- *3 定量的なサステナビリティ情報については、その収集過程、集計方法を把握・評価し、試査の方法により証拠資料と突合・照合し、再計算を実施した。また、定性的なサステナビリティ情報については、関連する記録を閲覧、質問し、その他の記載項目と整合性を確かめた。

3. 結論

保証業務手続を実施した結果、サステナビリティ・パフォーマンス指標(環境会計情報及びサステナビリティ報告書等審査・登録制度において定める重要なサステナビリティ情報)について、社会・環境報告書の作成基準に準拠しておらず、正確に測定、算出されていないと認められる事項または重要な事項が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

4. 独立性

当研究所は、新日本監査法人の子会社として、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守しており、会社と当研究所の間には、記載すべき利害関係はない。

以 上